

監 事 監 査 報 告 書

地方独立行政法人長崎市立病院機構
理 事 長 門 田 淳 一 様

令和7年6月26日

地方独立行政法人長崎市立病院機構

監 事 川崎 昌三

監 事 有田 大輔

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という）の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第13期事業年度における業務及び会計について監査を実施いたしました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

私たち監事は、地方独立行政法人長崎市立病院機構監事及び監事監査規程に従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務運営の報告を受け、重要な文書を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査については、関係帳簿書類の確認及び決算関係者への質問を行い、さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従って適正に実施されているものの、現時点では中期計画期間中に経常収支を均衡化する中期目標の達成は厳しい状況であるため、更なる経営努力が必要であると考えます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用について、指摘すべき重要な事項は認められません。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書及び附属明細書は、法人の財政状態、運営状況、純資産の変動状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を正しく表示しているものと認めます。
- (5) 損失の処理に関する書類（案）は、法令等に適合しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、法令等に従い、法人の業務運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

以 上